

請求人 様

京都市監査委員	高橋泰一郎
同	井上教子
同	不室嘉和
同	出口康雄

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成20年8月7日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）について、法第242条第4項の規定により京都市長に勧告したので、監査の結果を同項の規定により通知します。

第1 請求の要旨

1 京都市（以下「市」という。）における公務上必要なタクシーチケット（以下「チケット」という。）の取扱いについては、チケットが法第237条に定める財産に準じる有価物であること及びその使用は市が債務を負担することとなる契約の締結に当たることから、厳格な使用及び管理が求められる。

市では、従来から定期監査等でチケットの不適切な使用が指摘されてきたが、現在も、教育委員会事務局において、チケットの不適切な使用及び不正使用が見られる。

2 帰宅のためにチケットを使用することができるのは、時間外勤務が深夜に及び、公共交通機関が利用できない場合に限られる。

平成19年度、教育委員会事務局の職員のうち当時の教育次長高桑三男（平成19年12月15日から教育長職務代理。同20年3月1日から教育長。以下「対象職員a」という。）、教育企画監生田義久（以下「対象職員b」という。）、総務部長在田正秀（以下「対象職員c」という。）、同部総務課長市田佳之（以下「対象職員d」という。）、同課担当課長春田寛（以下「対象職員e」という。）、同課担当課長稲田新吾（以下「対象職員f」という。）、同課課長補佐松浦卓也（以下「対象職員g」という。）、同課総務人事係長梶村文彦（以下「対象職員h」という。）、同課企画広報係長西田良規（以

下「対象職員 i」という。), 同課企画労務係長榎木章人(以下「対象職員 j」という。)及び同課担当係長村山典広(以下「対象職員 k」という。)が, チケットを使用して深夜帰宅した日について, タクシーチケット使用報告書及び時間外勤務命令簿並びに鍵貸出し簿及び最終退庁者簿等を調査すると, 次のようなチケットの不正使用が判明した。

(1) 教育委員会総務課の執務室が早い時間に閉室されているのに帰宅に使用しているもの

(2) 時間外勤務が命じられていない, 又は終電の利用が可能な時間外勤務

命令にもかかわらず, 帰宅に使用しているもの

(3) 「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」などの理由で四条等から帰宅に使用しているもの

3 上記2の不正使用金額は, 対象職員 c 及び教育委員会事務局総務部総務課(以下「教育委員会総務課」という。)の係長級以上の職員計8名について, 計991,600円になる。

4 なお, 出張命令がされている日及び休暇等を取得している日にタクシーで帰宅している事例についても, 不正使用の疑いが強い。

5 対象職員 d は, 所属長として, 上記のチケットの使用を確認しているが, 同時に課長補佐級以下の職員に対しては時間外勤務命令も出しているから, 自らが出した時間外勤務命令と矛盾するチケットの不正使用に当然気付くはずである。

したがって, 上記8名の職員は, 各自の不正使用金額を返還し, 対象職員 d は, その合計金額991,600円の損害賠償を行うようにとの勧告を求める。

6 対象職員 i には, 教育委員会総務課の執務室が閉室された後も, 時間外勤務命令が出されている。また, 「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」として四条等からチケットを使用して帰宅している日にも, 時間外勤務命令が出されている日がある。これらの計35時間15分に相当する時間外勤務手当は, 不正取得したものであるから, 対象職員 i は, 不正な時間外勤務手当に相当する金額を返還し, 対象職員 d は, 同額の損害賠償を行うようにとの勧告を求める。

第2 監査の実施

1 監査の範囲

本件請求では, 上記第1 2(1)及び(2)に該当するものについて, 特定の者を除き, 対象職員の自宅の所在地を請求人において知ることができず, 公共交通機関の最終時刻を把握できないとしたうえで, 請求人が自宅の所在地を知る一部の職員については当該職員が利用する公共交通機関の最終時刻を, その他の職員については午後11時を基準として, 時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻及び教育委員会総務課の執務室の鍵が庁舎の警備担当に返却された時刻(以下「閉室時刻」という。)が上記の基

準とする時刻よりも前である日におけるチケットの使用による庸車料の支出が、請求の対象とされている。

しかし、本件請求は、対象職員が平成19年度（対象職員h、j及びkについては、平成19年12月から同20年2月まで）に深夜帰宅のために使用したチケットの全部のうちから、京都市タクシーチケット取扱要領（平成9年7月28日総務局長決定。以下「要領」という。）に定める基準に適合しないと主張するものを特定し、監査を求める趣旨であると解されるところ、

午後11時という基準は、請求人が自宅の所在地を知らない対象職員によるチケットの使用の適否を区分するために便宜上用いたものと見るのが相当である。よって、本件監査の実施に当たっては、単に請求人の知、不知によって異なる基準により特定されたチケットの使用のみを対象とするのではなく、対象職員が作成したタクシーチケット使用報告書において帰宅のために使用したとされているチケットの全部を対象として、当該チケットの使用による庸車料の支出について、監査を実施することとした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成20年8月28日に請求人北上田毅及び請求人深田直三からの陳述を聴取した。その要旨（上記第1と重複する内容を除く。）は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 本庁舎以外の場所からのタクシーによる帰宅については、四条で、終電がなくなる時間まで公務としてマスコミと対応するなどということはありません。おそらく、仕事が終わった後、一杯飲んでいたものである。
- (2) 午後の休暇を取った人が残業をすることはあり得ない。また、出張日は、市役所にいなかったにもかかわらず、タクシーで帰宅している。情報公開制度では、休暇の種類までは分からないので、今回の請求額には挙げていないが、監査委員には、十分にチェックしてもらいたい。
- (3) チケットの不正使用とは別に、対象職員iについては、明らかに時間外勤務手当の不正取得をしている。これは、現在問題となっている職員の不祥事であり、刑事事件にも該当するような事例であるから、しっかりチェックしてもらいたい。
- (4) 平成17年度の定期監査における、教育委員会事務局に対するチケットの取扱いについての指摘では、チケットの交付について、必要のつど、保管責任者が職員に交付する場合のことしか触れていないが、今回請求人において調査した職員は、1冊単位で交付を受けている。これらの使用状況について、監査の在り方を考えてもらいたい。
- (5) タクシー料金にばらつきがあるが、低額の場合は、深夜割増料金になる前に帰宅している疑いが強い。これは、市のタクシーチケット使用報告書に使用時間を記載する欄がないためであり、今回の監査で時間を記

載するよう指摘してもらいたい。また、料金が 5,000 円ちょうどである場合、差額を自分で支払っていると思われるが、公私混同である。自分に任されたものは、適当に使えばいいという考え方と思われるが、実際仕事で使ったのであれば、差額も請求すればよい。

- (6) 対象職員 i については、乗車地に四条というものが多いが、四条は、祇園の前から西の方まで何キロメートルもある。教育委員会総務課長である対象職員 d は、そのような報告を認めているが、「深夜帰宅」又は「緊急移動」とタクシーチケット使用報告書に書いてあれば、何でも認めているのではないか。
- (7) 閉室時刻を見ると、午前 1 時、2 時が多くある。係員は仕事が大変だと分かるが、要領のとおりにするべきである。
- (8) 監査委員は、市からの書類だけでチェックするだけでなく、タクシー会社から営業記録を取り寄せるべきである。
- (9) チケットの半券の紛失については、まさか横流しはないと思うが、営業記録を取り寄せれば分かると思う。
- (10) 特に対象職員 e、g 及び i は使い方がひどく、徹底的に調べてほしい。

3 新たな証拠の提出

請求人は、平成 20 年 8 月 28 日に、新たな証拠を提出した。

4 関係職員の陳述等及び関係書類の提出

- (1) 関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 20 年 9 月 10 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、4 名の請求人（代理人を含む。）が立ち会った。

ア 教育委員会事務局の勤務（時間外勤務を含む。）の状況

教育委員会総務課は、教育委員会全体の庶務、人事、予算編成、他局区との調整、市会対応、報道機関対応、文部科学省との連絡調整、視察対応等、業務内容が多岐にわたり、本庁舎外における関係団体等との折衝や緊急対応等、他所属と比較しても、恒常的に時間外勤務が多い所属である。

イ 時間外勤務手当の状況

平成 19 年度における教育委員会事務局全体の実時間外勤務時間数約 123,000 時間のうち、時間外勤務手当を支給することができた時間数は約 73,000 時間であり、限られた教育予算の枠組みの中では、実際に職員が行った時間外勤務の全てについて手当を支給することができないのが実情である。

このような状況から、教育委員会総務課においては、職員一人当たりおおむね 1 箇月 40 時間（うち、平日の深夜（午後 10 時以後）については 5 時間、休日については 15 時間）までしか支給できていない状

況であった。

なお、平成19年度における教育委員会総務課職員の実時間外勤務時間数約19,000時間のうち、時間外勤務手当を支給することができた時間数は、約10,000時間である。

ウ 時間外勤務命令簿の記載等

時間外勤務命令簿には、予算の範囲内で行うという時間外勤務命令制度の制約から、手当の支給対象となる時間数（おおむね40時間）しか記載されていない。

実際には、時間外勤務命令簿上の時間外勤務が40時間に到達した場合、その日以後は記載することができないこととなる。また、当該月全体を通じて時間外勤務の総時間数を調整し、日ごとの時間外勤務の時間数を実際の時間数よりも減らして記載するなど、当該月の時間外勤務の合計時間が40時間を超えないよう調整する事例もある。

エ 実時間外勤務の把握

実際に職員が行った時間外勤務の実績については、時間外勤務命令簿の様式を準用して職員各自が随時メモするなどしている。そのメモ（以下「実績記録」という。）は、所属長が閲覧できるように保管されており、これにより、所属長は、いつでも職員の実際の勤務状況を把握し、及び確認することができる。

オ チケットの使用状況

チケットは、要領に定められた条件の下での使用に努めている。課長補佐級以下の職員については、タクシーの利用の必要が生じたときに、要領に基づき、保管責任者又はそれを補助する職員から交付を受けており、チケットを使用した場合は、速やかに保管責任者及び所属長に報告している。ただし、連日多忙な業務状況が続いた場合などは、逐一報告せず、後日まとめて報告していた実態があり、その点は改めるべきで、今後適正な運用に努めたい。

(7) 早い時間に教育委員会総務課の執務室が閉室されている場合のタクシーによる帰宅について

教育委員会総務課の職員は、緊急に学校現場等に出向く場合や、急な報道機関への対応、出先機関における協議、関係団体等との折衝や会合への出席等、執務室外において勤務する実態が多く、執務室外や本庁舎外において時間外勤務を行った職員の勤務終了時刻と閉室時刻とが必ずしも同一にはならない。

(イ) 時間外勤務手当が出されていない場合のタクシーによる帰宅について

形式的には時間外勤務命令簿に反映されていないが、それぞれが自発的に職務に当たり、時間外勤務が深夜に及んだため、タクシーにより帰宅しているのが実情である。